

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	平成30年10月8日 18時40分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港の名古屋港東航路（名古屋港東航路第6号灯標） 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から真方位156° 1.7海里付近 （概位 北緯34° 58.9′ 東経136° 48.9′）
事故の概要	貨物船第三十一千代丸は、航行中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	平成30年10月10日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第三十一千代丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	140185、有限会社幸宝海運
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部ハンドレールに曲損 灯標 防護枠に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期 日没時刻：17時28分
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長及び航海士が船橋での入港配置につき、レーダーを作動させ、手動操舵により名古屋港東航路を約10ノットの対地速力で北東進していた。 本船は、船長が、右舷船首方に名古屋港南浜ふ頭付近から西南西進する船舶を目視で認め、船首方を横切ることとなる同船を気にしながら、同じ針路及び速力で航行していたところ、同船が針路に変化がない状態で接近していることに気付き、右舵を取った際、名古屋港東航路第6号灯標（以下「本件灯標」という。）に衝突した。 船長は、3か月に1回から2回程度、名古屋港への入港経験があった。
分析	本船は、名古屋港東航路を北東進中、船長が、右舷船首方に視認した西南西進する船舶に意識を集中し、同船を避ける際、本件灯標に気付かずに右舵を取ったことから、本件灯標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、名古屋港東航路を北東進中、船長が、右舷船首方に視認した西南西進する船舶に意識を集中し、同船を避ける際、本件灯標に気付かずに右舵を取ったため、本件灯標に衝突したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 航路航行中にやむを得ず針路を変更する場合は、灯標等の航路標識に注意を払うこと。
--------------	---